

2023年11月21日

原告準備書面(1)

原告 [REDACTED]
被告 国

原告訴訟代理人

弁護士 近藤博徳

弁護士 椎名基晴

弁護士 仲晃生

弁護士 仲尾育哉

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

－被告準備書面(1)「第3 被告の主張等」に対する認否及び反論－

第1 はじめに

被告は、準備書面(1) 11頁以下において、被告の主張を展開するとともに、訴状における原告の主張を批判・反論する。しかしその批判・反論の多くは、既に訴状で理由がないことを指摘しているものである。また、被告は準備書面(1)において「原告の主張の要旨」とする記述をしているが、その内容は、要約が不正確であったり、原告の主張の一部分のみを要約していたりするために、原告の主張を正しく再現していない。

そこで、原告は本準備書面において、被告が提示する論点毎に改めて原告の主張を（訴状を引用しつつ）要約し、また被告の批判・反論に対しても、訴状を引用しつつ、重要な箇所、あるいは訴状で触れていなかった事項について、改めて

主張をする。

第2 「1 国籍法11条1項の立法目的が合理性を有すること等について」について

1 「(1) 国籍の意義及び機能」(11頁以下)について
概ね認める。

2 「(2) 国籍立法に関する基本理念、立法主義ないし諸原則」(13頁以下)について

(1) 柱書(13頁)について

ア 被告は、「各国の国籍法は、同一ではないものの、下記の通り、いくつかの共通する基本理念や立法原則、諸原則を見いだすことができる。」(13頁)と述べた上で、アで「国内管轄の原則」(13頁以下)、イで「国籍唯一の原則」(14頁以下)、ウで「国籍自由の原則」(15頁以下)を列記する。

イ これらの概念が存在し、国籍制度を理解し整理するための機能を有することは原告も否定しない。但し、これらの概念は単純に同列に並べて論じられるべきものではなく、各概念の位置付けや役割については正しく理解する必要がある。

ウ まず、「国籍の得喪に関する要件をいかに定めるかは各国の国内管轄事項であり、他国がこれに介入することは国家主権の侵害となり許されない」とする「国内管轄の原則」は、国籍制度の根幹をなす概念であるとともに、いかなる国家も他国の国籍の得喪について定めることはできないし、そのような規定を設けても当該他国の国籍制度に何の影響も及ぼさないという点で、主権国家によって構成される国際社会における、何人も動かすことのできない現実でもあり、また常識的に考えてみれば極めて当然のことでもある(訴状36頁2(1)ア、また同39頁エ)。

これに対して、「国籍唯一の原則」及び「国籍自由の原則」は、「国内管轄の原則」を前提として、各国がどのような国籍制度を設けるかという立法政策における理念ないし指針となる考え方である。「国籍唯一の原則」については、訴状39頁エで指摘したとおりであり、「国籍自由の原則」についても、国籍の得喪をどの程度本人の意思に委ねるかは各国の立法政策の問題である。例えば、我が国

は憲法22条2項により国籍離脱の自由が保障されているが、国籍離脱の難易には各国の制度により大きな差異があるとされる（被告準備書面(1)15頁ウ第2段落）。

エ したがって、我が国の国籍法の解釈において検討すべきは、我が国の国籍法において、「国籍唯一の原則」及び「国籍自由の原則」がどのような規定によってどのように具体化されているか、であり、このような条文解釈を離れて、抽象的に「国籍唯一の原則」「国籍自由の原則」という概念を考察することは、少なくとも本件事件の解決のためには無用である（訴状41頁キ以下）。

(2) 「ア 各国が国内法令において自由に国籍の得喪を定めるとされていること（国内管轄の原則）」（13頁以下）について

ア 被告は、「各国は、その国の成立の沿革、歴史的伝統、社会的・経済的事情、置かれた国際的環境等の諸般の要因を考慮して国籍の得喪要件を定めているから、国籍立法には種々様々なものがある（乙1・249、250ページ）」（13頁乃至14頁）と主張する。

この点はまさにその通りである。そうであるからこそ、上述したように、「国籍唯一の原則」や「国籍自由の原則」と言われるものも、それらを具体的な国籍法制においてどのように現実化するかは各国の事情に基づく国籍立法の在り方次第となるであり、複数国籍をどこまで制限し、又はどこまで許容するか、あるいは国籍離脱の要件をどのように定めるか、も各国の国籍法制毎に千差万別となるのである。このように、「国籍唯一の原則」や「国籍自由の原則」と言われるものに関して各国の国籍立法に統一的なルールが存在しないことは、被告の上記主張から明らかである（なお、訴状36頁2項以下、特に同41頁キ以下参照）。

イ 被告は、「憲法10条の規定は、先に述べたとおり、国籍は国家の構成員としての資格であり、国籍の得喪に関する要件を定めるに当たってはそれぞれの国の歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて、立法府の裁量に委ねる趣旨であると解される」として、平成20年最大判及び平成27年最判を引用する（14頁）。その趣旨は、憲法10条が国籍の得喪の要件の定めを立法裁量に委ねているのは「国内管轄の原則」に根拠がある、とするものようである。

しかしながら、憲法10条の定める立法裁量が国内管轄の原則に根拠を有する、との考えは、明らかに誤りである。憲法10条が国籍の得喪の要件の定めを立法裁量に委ねていることは、日本国内の法制度において国籍の得喪の要件を誰が決めるか、という問題であり、日本国籍の得喪の要件を外国が決めることはできない、という「国内管轄の原則」とは全く次元の異なる問題である。そのことは、憲法で国籍の得喪に関する要件を定め、その改変は憲法改正手続によるべきものとして、国籍の得喪の要件の定めについて立法裁量を認めない法制であっても、「国内管轄の原則」に何ら抵触するものではない、ということを考えれば、明らかである。

(3) 「イ 人は必ず唯一の国籍を持つべきことが理想とされていること（国籍唯一の原則）」（14頁以下）について

国籍唯一の原則を抽象的に論じることに意味はなく、我が国の国籍法が複数国籍の発生の防止解消に向けてどのような制度を設けているか、という条文解釈を通じて、我が国の国籍法における「国籍唯一の原則」の具体的内容を把握すべきであることは、訴状39頁エ以下で論じたとおりである。

なお、被告は、複数国籍による外交保護権の衝突等の不都合を列記している（第2段落以下）。この点については、被告準備書面(1)35頁以下「7 原告のその余の主張も理由がないこと」においても詳しく主張されているので、原告の反論も同所で併せて論じる。

(4) 「ウ 個人の自由意志を尊重すべきことも限定的ながら一つの理想とされていること（国籍自由の原則）」（15頁以下）について

ア 被告は、「もっとも、国籍は単に個人の自由意思に係るものではなく、…国籍の得喪のあらゆる場面において個人の意思を尊重することが国籍立法の理念として承認されているということとはできない（乙1・252ページ）。」と主張する（15頁乃至16頁）。その主張の意図は、国籍法11条1項が本人の国籍離脱の意思の有無にかかわらず日本国籍を喪失させる点について、「国籍自由の原則」を根拠にこれを非難するのは当たらない、とするもののようにも見える。

イ 国籍は国家が創設する制度である以上、国家がその得喪の要件を定め、その要

件を充足したときに限って国籍を取得あるいは喪失することは当然であり、個人がある国の国籍の取得を希望したからと言って当然にその国籍を取得するわけではないことは、自明の理である。その意味では、「国籍自由の原則」は、「国籍唯一の原則」と同様、観念的にはそのような考え方が国籍法制の共通理念として存在するものの、どのような場合に本人の国籍取得の意思を要件の一つとした国籍取得を認めるか、という具体的な制度設計は各国の政策次第である、ということができる。

ウ したがって、既に存在する具体的な法令の解釈の場面において、抽象的に「国籍自由の原則」を論じることには意味はなく、当該国の国籍制度において「国籍自由の原則」がどのように具体化されているか、言い換えれば国籍の得喪の要件に個人の国籍取得ないし喪失の意思がどの程度組み込まれているか、その中で本人の意思にかかわらず国籍の得喪の効果を生じさせる規定がどのように位置づけられるか、という観点から検討することが必要である。

エ このことを前提に、我が国の国籍法について見ると、まず、国籍法が定める国籍取得の場面のうち、生来的国籍取得を除き、全ての場面において本人の国籍取得の意思を要件としており（3条1項、4条1項、17条1項）、旧国籍法5条各号のような、身分行為に伴い自動的に国籍を取得させる（当然取得）制度は、現行法には存在しない。また、国籍の喪失の場面においても、11条1項の場面を除き、「日本国籍を放棄・離脱する」という本人の意思に基づいて日本国籍を離脱ないし喪失するものとしている（11条2項、13条、14条）。

このように、我が国の国籍法は、国内制度として国籍の得喪において本人の意思を尊重する制度、すなわち「国籍自由の原則」を国内法として尊重する制度を設けている。それ故、このような国籍制度の中で、本人の意思にかかわらず日本国籍を喪失させる法11条1項に固有の存在意義があるのか、が問題となるのである。

(5) 「エ 我が国の国籍法は、重国籍防止と国籍自由の原則を基調としていること」（16頁）について

ア 被告は、「我が国の国籍法は、重国籍の防止を基調としており」と主張する。しかしながら、訴状55頁乃至56頁で詳述したとおり、我が国の国籍法は、

日本国籍を取得する多くの場面で複数国籍の発生を容認しており（2条1号2号、3条1項、17条1項）、複数国籍の発生を防止する仕組みを設けている場面においても複数国籍の発生の余地を残している（5条1項5号と5条2項、12条）。法務省も、そのウェブサイトの「国籍Q&A」において、「Q16 重国籍になるのは、どのような場合ですか？」との質問に対して具体的な場面を摘示し説明をしている（<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html#a16>）。

したがって、我が国の国籍法が複数国籍の防止（発生防止）を基調としている、との被告の主張は誤りである。

イ 被告は、複数国籍防止のための制度の一つとして、「重国籍者は無条件で日本国籍を離脱し得るものとし（国籍法13条）」と主張する。

解釈上、日本国籍の離脱が国籍選択の手段の一つと位置づけられていることは事実である。しかし、国籍離脱制度は本来的には個人の意思で国家主権からの離脱を認めるという個人の利益のための制度であり、日本国籍と外国国籍の複数国籍の解消はその結果にすぎず、その立法目的が複数国籍の防止あるいは解消にあるわけではない。したがって、国籍離脱制度を「複数国籍防止のための制度」と捉えることは誤りである。

ウ 被告は、国籍留保の制度（国籍法12条）を複数国籍防止のための制度としてあげる。

確かに、国籍留保制度の立法目的として、「実効性を欠き形骸化した国籍の発生の防止」とともに、「複数国籍の発生防止」が挙げられる。しかしながら、国籍留保制度の本質は、外国で出生し外国と一定の結合を有する反面、日本との結びつきが形骸化しその日本国籍が実効性を欠くものと認められる場合にその日本国籍の発生を防止する、という点にあり、複数国籍の発生防止はその副次的効果ともいえる。このことは、当該子について国籍留保の届出がなされたときには、法はその者の日本国籍が実効性を有するものと見なし、無条件に複数国籍の発生を認めるものであることから分かる。

エ 被告は、国籍選択制度も複数国籍の防止のための制度として挙げる。

しかしながら、国籍選択制度は複数国籍の発生を前提とした上でこれを事後的に解消するための制度であり、複数国籍の発生を事前に防止するための制度ではない。

オ 被告は、「外国人が日本に帰化するには、原則として、従来の国籍を失うべきことを条件としている（法5条1項5号、2項）。」と主張する。

この点については、被告も引用するとおり、法務大臣の広範な裁量により認められる帰化の場面ですら、原国籍を離脱せずに日本国籍を与え、それによって複数国籍となる場合があることを法が予定している（法5条2項）ことを指摘することができる。

カ あるいは、被告が「我が国の国籍法は、重国籍の防止を基調とし」として主張するのは、複数国籍の事前防止と事後的解消の両者を含むものとして論じている可能性もある。

しかしながら、本件では、国籍法が複数国籍の事後的解消を基調としているのに対して法11条1項のみが本人の意思を無視して日本国籍を喪失する方法によって複数国籍の発生を事前抑止しているという特異性があることから、外国国籍を志望取得した場合に限ってこのような強力な措置を執る必要性があるのか、が問題なのであり、その前提として、複数国籍の事前防止と事後的解消とを区別して理解しなければ、法11条1項の位置付けを正しく理解することはできない。被告の主張は、不正確である上に、本件において必要な法11条1項の国籍法全体における位置付けの理解の妨げとなるものである。

キ 被告は、第2段落において、国籍自由の原則の表れとして、国籍離脱の自由の保障（憲法22条2項、法13条）及び国籍変更の自由の保障（法11条1項）を挙げる。しかしながら、後者の法11条1項は、国籍自由の原則と正反対の、本人の意思に反した国籍の喪失という側面をも有する。すなわち、法11条1項は、国籍自由の原則の表れという側面と、国籍自由の原則の制限という側面の、矛盾した両面を持つものであることに留意が必要である。そしてこの両面がそれぞれどのような場面でその役割を發揮するかを整理しなければならない（国籍自由の原則の表れとしての側面については、訴状28頁(3)以下）。

3 「(3) 国籍法11条1項の立法目的及びその合理性」（16頁以下）について
(1) 「ア 国籍法11条1項の規定について」（16頁以下）について

ア 被告は、法11条1項の立法目的について、「①国籍変更の自由を認めるとともに、②国籍の積極的抵触（重国籍の発生）の防止を目的としたものである（乙

1・363ページ)。」と主張する。また、被告準備書面(1)では主張されていないが、第2回口頭弁論期日において、原告の2023年9月22日付求釈明1項(1)に対する回答として、「これら2つの立法目的は密接に関連する」との主張を補充している。

イ(ア) 被告は、「「自己の志望によって」外国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があると見るべきであり、その反射的效果として日本国籍を失うとしたものである。かかる日本国籍の喪失は、国籍離脱(国籍法13条)のように直接日本国籍を離脱することに向けられた意思の効果ではなく、志望による外国籍の取得によって自動的に生じる効果であると解される。」と主張する。

(イ) 被告は、上記の主張の後に、「同項の規定により国籍の喪失という効果が生じるためには、日本国籍離脱の意思又は日本国籍喪失の認識は要件とされていないと解されるのであって、同項は、そもそも、外国籍取得に係る意思のほかに日本国籍喪失に係る意思が存するか否かを問題とする制度設計になっておらず」とも述べている。つまり、法11条1項による日本国籍喪失の効果は、本人の国籍離脱の意思や国籍喪失の認識の有無と無関係に、法定の効果として発生する、というのが被告の主張であり、この点は原告の主張(訴状23頁オ)と一致するところである。

したがって、被告が「当然に従来の国籍を放棄する意思があると見るべきであり」と主張する点も、事実として「本人が日本国籍を放棄する意思を有している」という意味ではなく、「本人の日本国籍を放棄する旨の意思が擬制される」という意味であることが明らかである。

(ウ) しかしながらそうだとすると、冒頭の被告の主張は、一方で「外国国籍を志望取得した者の日本国籍の喪失は、本人の意思と無関係に法11条1項の効果として発生する」としながら、他方で「本人の国籍放棄の意思が擬制される」とするものであり、明らかな矛盾がある。

法律がある意思の存在を擬制するのは、その擬制された意思に一定の法律効果を結合させるためであり、意思の擬制が何の法的効果ももたらさない(意思の擬制とは無関係に当該法的効果が発生する)場合に、意思を擬制する必要はない。

本件で言えば、外国国籍を志望取得した者の国籍放棄の意思を擬制するまでも

なく、その者の日本国籍は法11条1項の効果として喪失させられるのであり、わざわざ「国籍放棄の意思が擬制される」とする必要はない。

(エ) 推測するに、被告の主張は、外国国籍を志望取得した者の日本国籍を喪失させることが法11条1項による法定の効果であることを前提としつつも、その効果を何らかの形で本人の意思と関連するような体裁を取るために、上記のような矛盾した主張をしているものと考えられる。

そしてその理由は、志望取得と当然取得の区別を維持するためである。すなわち、外国国籍の志望取得の意思に日本国籍放棄の意思を結合させることで、その反面として志望取得の意思によらない外国国籍の当然取得の場合には日本国籍放棄の意思もないとして、日本国籍を喪失しないとする法11条1項の反対解釈を理論的に裏付けようと試みるものと推測される。

(オ) しかしながら、外国国籍の志望取得による日本国籍の喪失を法11条1項による効果であるとする被告の主張において、本人の国籍放棄の意思を擬制する必要がないことは前述の通りである。また「外国国籍を志望取得した者には日本国籍を放棄する意思があるものと見るべきである」という政策的な意思の擬制を行った上でこれを当然取得に当てはめて「外国国籍の志望取得の意思がないので日本国籍を放棄する意思があるものと見ることもできない」から日本国籍喪失の効果は生じない、とする論理も、その狙いあるいは発想は、むしろ志望取得と当然取得を区別するために志望取得の意思に擬制された国籍離脱の意思を結合させる、というものであり、恣意的な論理である。

そして、法11条1項の国籍喪失の効果が本人の国籍放棄の意思と無関係の法定の効果であるとされる以上、複数国籍の発生防止の観点からは、外国国籍の志望取得と当然取得を区別すること（当然取得の場合は日本国籍を喪失しない、とすること）の根拠の合理性にも、当然に疑義が生じるものというべきである。

ウ 被告が17頁で引用する東京地裁平成28年6月24日判決は、「国籍法11条1項の規定により国籍を喪失するという効果を生じるには、日本国籍離脱の意思又は日本国籍喪失の認識は要件とされていないと解され、このような解釈は、従前の国籍喪失を帰化の条件とする国への帰化の途を塞がないようにして外国籍取得の途を確保するという点で、上記①の憲法の規定の趣旨にも沿うものということが出来る。」と判示している。

しかしながら、「従前の国籍喪失を帰化の条件とする国への帰化の途を塞がないようにして外国籍取得の途を確保する」ためには、別途の手続を要せず外国国籍の取得と同時かつ自動的に日本国籍を喪失する、という法11条1項の効果が必要なものであり（別途の手続を要するとすると外国国籍取得と同時に日本国籍を喪失することができず、従前の国籍喪失を帰化の条件とする国への帰化ができない）、本人の意思を無視して日本国籍を喪失させることにその効用があるものではない。

また、従前の国籍の離脱を帰化の条件とする国に帰化しようとする者は、その条件を担当職員から聞いて知っているのが通常であり（我が国の帰化手続において、担当官が申請者に対して、必ず原国籍の離脱を求めることを想起すれば、容易に理解できる）、その上で当該外国への帰化を希望するということは、すなわち日本国籍を放棄してその国の国籍を取得するという現実的・具体的意思を有しているのであるから、あえて日本国籍の放棄の意思を擬制する必要はない。

したがって、「国籍離脱の意思を要しない」と、「国籍変更の自由の保障」とをあえて関連づけようとする上記判示は制度の趣旨と内容を誤解しているものと解される。

エ なお、前述したとおり、被告は法11条1項の2つの立法目的は「相互に密接な関係を有する」と主張する。しかしながら、法11条1項の「国籍変更の自由の保障」は相手国の「複数国籍の発生防止」という立法政策と密接に関連する一方、法11条1項の「複数国籍の発生防止」という立法目的とは関連性を有しないこと、被告は両者が密接な関係を有するとする文献上の根拠及び理論的な根拠を示さず、被告が引用する文献にもその旨の説明は皆無であること、は訴状32頁4項において指摘したとおりであり、被告の主張に根拠はない。

被告が2つの立法目的が「密接な関連性を有する」とすることに拘る理由は、法11条1項による日本国籍の喪失の効果を、少しでも本人の意思に係らしめるようなニュアンスのものとしたい、との願望に基づくものと解され、恣意的な解釈といわざるを得ない。

(2) 「イ 国籍法11条1項の立法目的の合理性」（19頁以下）について

ア 「(ア) 「国籍変更の自由を認める」という立法目的が合理性を有すること」（1

9頁) について

(ア) 法11条1項の立法目的である「国籍変更の自由の保障」の具体的内容、及びそれが予定する事案の範囲（いわゆる「射程範囲」）に関する原告の主張は、訴状26頁第5以下で述べた通りである。

「国籍変更の自由の保障」という立法目的の内容を具体的に述べれば、「外国国籍の取得を希望する日本国民について日本国籍の保有が外国への帰化の妨げとならないようにして、国籍離脱の自由を保障」する（甲3・131頁）というものである。そしてその立法目的が予定する法11条1項の適用範囲は、原国籍の離脱を国籍取得の条件とする国の国籍を取得しようとする場面である。これを具体的にいうならば、以下の通りである。

(イ) 「国籍の変更」とは、簡単に言えば、外国の国籍を取得して日本国籍を離脱し、日本国籍のみを有する状態から外国国籍のみを有する状態に移行する、ということである。

そこでまず外国国籍の取得に付いてみると、外国国籍の取得を日本の国籍法で規律することはそもそも「国内管轄の原則」に反し許されないし、そのような規定を設けても外国国籍の取得を規律する実効性を持ち得ないから、「外国国籍の取得の自由を保障する」ために日本の国籍法で定めるべきことは何もない。

次に日本国籍の離脱に付いてみると、これは既に憲法22条2項により保障され、その実施規定として法13条も存在するから、これらの他に何らかの制度を設ける必要はない。

したがって、「外国国籍を取得し、日本国籍を離脱する」という国籍変更の自由を保障するために、法11条1項を含め日本の国籍法が何らかの制度を設ける必要性はない、ということになる。

(ウ) しかしながら、外国の国籍の取得に際し、その国の法制が原国籍の離脱を条件としている場合、原国籍の離脱は当該原国籍国の法律でしか実現し得ない（国内管轄の原則）ので、原国籍国は自国民が上記のような外国の国籍を取得しようとする場合にその機会を保障する（すなわち、国籍変更の自由を保障する）ためには、外国国籍の取得前か、遅くとも取得と同時に自動的に原国籍を喪失する制度を設ける必要がある。これが我が国の法11条1項である。

このように、法11条1項による「国籍変更の自由の保障」は、当該日本国民

が国籍を取得しようとする国の法制において、国籍取得前あるいは取得時に原国籍を離脱することをその条件としている場合に、はじめてその制度の実効性を発揮するものである。裏返していうならば、日本国民が国籍を取得しようとする国の法制が、国籍取得に際し原国籍の離脱を条件としていない場合には、法11条1項による日本国籍の離脱は不要である。

(エ) しかしながら、法11条1項の文言は、上記の立法目的の範囲を超えて、すなわち原国籍の離脱を国籍取得の条件としない国の国籍を取得しようとする場面も、その適用対象としている。そしてそれによって、本人が意図せず、また希望もしない、日本国籍の喪失という効果が生じていることが、この立法目的と法11条1項の適用範囲の齟齬から来る問題である。

(オ) 被告は、「国籍変更の自由を認める」という立法目的は合理的である、として縷々論じる。しかしその内容は抽象的・観念的であり、本件の争点である法11条1項の憲法適合性をどのように根拠づけようとするのか、明らかではない。また、上述した、当該立法目的が予定する場面（それは甲3や甲16・511頁の記述により明らかである）の明示や、法11条1項がその範囲を超えて適用されることについても、何の言及もない。

(カ) 上記の通り、「国籍変更の自由の保障」という立法目的が合理的なものとして妥当するのは、「日本国民が、原国籍の離脱を国籍取得の条件とする国の国籍を取得しようとする場面」である。しかるに、本件がこれに該当する事案ではないことは明らかである。したがって、本件において「国籍変更の自由の保障」という立法目的は、原告の日本国籍を喪失させることの合理性を根拠づけるものではない。

イ 「(イ) 「重国籍の発生防止」という立法目的が合理性を有すること」(19頁以下) について

(ア) 法11条1項の立法目的である「複数国籍の発生防止」の具体的内容や合理性如何に関する原告の主張は、訴状35頁第6、61頁第7、89頁6項などにおいて述べた通りである。

「国内管轄の原則」の下では、複数国籍の完全な防止解消は不可能であり、「国籍唯一の原則」の理念のもと、複数国籍をどのように防止解消し、あるいはどの

程度許容するか、またその具体的な方策は、全て各主権国家の判断に委ねられている。このことを前提に、我が国の現行国籍法は、1984年改正前の複数国籍の事前抑制という方策から、複数国籍の発生を一旦認めた上で事後的に解消する制度を中核とする、という政策に転換し、かつその事後的解消の方策として本人による選択という制度を採用し、本人に選択の機会を保障することを重視した。

このような我が国の国籍法制の中で、外国国籍を志望取得した場合に限って、本人に国籍選択の機会を与えずに日本国籍を喪失させる特段の必要があるのか、が問題となるのである。

(イ) 被告は、「国籍唯一の原則は、国籍の存在意義から当然導かれる原理ないし国籍立法のあるべき姿として、古くから今日に至るまで国際的に承認されてきた国籍概念の本質的な考え方である。」(19頁乃至20頁)と主張し、現在も一部の主要国を含む相当数の国において維持されていることをも指摘し、複数国籍の発生防止という立法目的が合理性を有することは明らかである、と主張する。

しかしながら、訴状36頁2項以下で述べ、また上述もした通り、国内管轄の原則の下では複数国籍の発生は不可避であり、かつその防止解消を図ることも自国の国籍の取得制限や剥奪という方法でしか実現し得ないことから、必然的に各国の国籍制度に委ねられることになる。その結果、複数国籍の防止解消をどの程度強く押し進めるか、またその手段としてどのような制度を採用するかは、各国の裁量に委ねられているのである。

したがって、被告のように観念的に「国籍唯一の原則は国際的に承認された理念である」と論じても、それによって我が国の国籍法における複数国籍の防止解消制度の解釈が明らかになるわけではなく、かかる議論に解釈上の意味はない。要は、我が国の国籍法において国籍唯一の原則、言い換えれば複数国籍の防止解消がどのように制度的に図られており、その中で法11条1項がどのような特色を有するのか、を条文解釈を通じて明らかにしなければならないのである。

4 「(4) 国籍は国家の構成員としていかなる要件を具備することを要求すべきかの問題であること」(21頁以下)について

被告は、「国籍の得喪は、個人の側から見た権利義務の問題として捉えれば事足りるというものではなく、国家の側からみて、どのような者に統治権を及ぼす

のが相当であるのかという観点をも考慮して制度が設計されなくてはならない問題であるというべきである。」(23頁イ)と主張する。

国籍の得喪の要件に関する立法をするに当たっては、「個人の権利義務の問題」と「国家の統治権の問題」の双方を考慮する必要がある、との点には原告も異論はない。そして、この観点から法11条1項を見るならば、まず、個人の権利義務の問題からすれば、外国国籍を志望取得しても直ちに日本国籍を喪失せず、選択の機会が与えられることの利益が大きいことは明らかである。

では、統治権の問題として外国国籍を志望取得した者に統治権を及ぼすべきではないとする理由は何か。具体的に言うならば、他の複数国籍者は国籍選択の機会が保障されるのに、外国国籍の志望取得者に限り、国籍選択の機会を与えず直ちに日本国籍を喪失させなければならない理由は何か。

これは、単に「事前に選択の機会があるか否か」という技術的な問題にとどまらず、まさに被告のいう、「誰に統治権を及ぼし、誰に統治権を及ぼすべきではないか」という本質的な問題である。しかるに、被告は自身が提起したこの問題に全く答えていない。この点の解明なしに、抽象論・観念論を展開しても、法11条1項の憲法適合性を論じるに当たって無用な議論であることは明らかである。

第3 「2 国籍法11条1項が憲法10条に反し違憲であるとの原告の主張は理由がないこと」(23頁以下)について

1 「(1) 原告の主張の要旨」(23頁以下)について

原告の主張の概要は以下の通りである(訴状78頁乃至94頁)。

(ア) 「憲法10条による国籍立法に関する立法裁量は特に広範である」との見解には根拠がない(訴状80頁(1)、81頁(2))。

(イ) 日本国籍は本人にとって重要な法的地位であり(訴状78頁2項)、その意思に反して日本国籍を喪失させることによる不利益は重大であること、他方で複数国籍による弊害の内容は裁判所が審査し検討することが可能なものであること、さらに法11条1項がなくとも複数国籍となった者は他の複数国籍者と同様に国籍選択制度の対象となること、等は国籍立法に関する立法裁量を制限し、司法審査を可能とする事情である(訴状83頁(3))。

(ウ) 憲法10条による立法裁量の逸脱濫用の判断は、立法目的及びその達成手段の合理性の有無によって判断すべきである。このうち立法目的の合理性の検討に当たっては、その立法目的の中身を具体的に検討すべきである。また目的達成手段の合理性の検討に当たっては、単に目的達成のための有用性のみならず、その達成手段によって制限される権利利益との均衡が図られているか否かも検討すべきである(訴状84頁4項)。

(エ) 「国籍変更の自由の保障」という立法目的について、その具体的内容は、「原国籍の離脱を条件とする国の国籍の取得を希望する日本国民が当該外国国籍を取得できるようにするため」というものであり、この立法目的は合理性を有する。しかし法11条1項はこの立法目的が想定する範囲を超えて、外国国籍取得のために日本国籍を喪失させる必要のない場面でも日本国籍をも喪失させる点で立法目的に対して過剰な効果を生じさせている。しかも後者の場面で日本国籍の喪失という重大な不利益を対象者に与えるのに、前者の「日本国籍を喪失させることによってはじめて当該外国の国籍を取得することができた」という事例がどのくらいあるのか、その有効性は実証されていない。加えてフランスの「国籍喪失宣明」の制度のようにより不利益の度合いの少ない制度が存在することも考慮すれば、法11条1項の内容は「国籍変更の自由の保障」という立法目的に対して過剰な(国籍変更のために日本国籍を喪失させる必要のない人の日本国籍を喪失させるという)効果を生じさせるものであり、手段とそれによって制限される権利利益との均衡が図られていないから、目的達成手段の合理性を欠くものである(訴状86頁5項)。

(オ) 「複数国籍の発生防止」という立法目的について、その具体的内容を「外国国籍の志望取得の場面において、本人の意思にかかわらず、日本国籍を確実に喪失させる」とするものと理解するならば、複数国籍の発生を広く認めた上で国籍選択制度により事後的にこれを解消していく、とする現行国籍法の複数国籍防止解消の制度と整合せず、かつ異なる取扱いをすべき合理的理由も見いだせないから、上記の立法目的自体に合理性がない。他方、立法目的の具体的内容をより包括的に「複数国籍の防止・解消」と理解するならば、一応その合理性は認められるが、その目的達成手段が本人の意思に拘わらず、本人に国籍選択の機会を与えずに日本国籍を喪失させるものである点で、国籍法の複数国籍防止解消制度と整合せず、

過剰な効果を生じさせている。そして、かかる異なる取扱いをすべき合理的理由も見いだせないから、目的達成手段の合理性を欠く（訴状89頁6項）。

(カ) 以上より、外国国籍を志望取得した者の日本国籍を自動的に喪失させる法11条1項は、憲法10条に基づく立法裁量を逸脱したものである。

2 「(2) 憲法10条は、国籍喪失につき広範な立法裁量を認めていること」(24頁)について

(1) 被告は、「国籍の得喪要件をどのように定めるかは各々の主権国家における自主的な判断に委ねられている。」「国籍の性質上、国家と国民との関係をどのように定めるかは各国の立法府の裁量判断に委ねられていることに照らせば、憲法10条が国籍喪失の要件に係る法律への委任の範囲を限定していると解すべき根拠はない。」と主張する。

しかしながら、「国籍の得喪要件をどのように定めるかは各々の主権国家における自主的な判断に委ねられている。」とは国内管轄の原則の説明であり、このことと、各国の国内の統治機構において国籍の得喪の要件を定立する権限がどこに帰属するか、とは全く別次元の問題である。すなわち、国籍の得喪の要件の定め方については、我が国のように法律で定めるとする国もあれば、憲法に国籍要件を規定し、その変更は憲法改正の手続によることとして、国籍の得喪の要件定立に関する立法府の裁量権を否定し、あるいは制限する制度の国も存在する（例えば、甲4で紹介されているペルー共和国では憲法に国民の範囲に関する規定を設けている）。また、「各国の立法府の裁量判断に委ねられている」との主張が誤りである（憲法で規定する国もある）ことも、上述したところから明らかである。

したがって、国籍要件の定立に関する広範な立法裁量の存在の根拠として被告が主張する上記の点は、その主張の根拠となり得ないものである。

(2) 被告が引用する平成27年最判は、憲法10条が国籍の得喪の要件の定めを立法裁量に委ねたことの根拠について述べるものであり、立法裁量の根拠が国内管轄の原則にあると判示したものではないし、広範な立法裁量があるとの判示もしていない。さらに平成27年最判は国籍の取得（の制限）に関する規定についての判断であり、国籍を喪失させる規定に関する判断を示したものではない。

(3) なお、原告が、憲法10条は国籍の得喪の要件を定めるに当たり立法府に特別

に広範な裁量権を与えたものではない、と主張する根拠は、訴状80頁乃至83頁で述べた通りである。その要点は、

- (ア) 憲法が国籍の得喪に関する要件の定立を国会に委ねた趣旨、
 - (イ) 平成20年最大判及び平成27年最判の判示、
 - (ウ) 国籍立法も憲法による規律の下にあること、
 - (エ) 国籍の取得の要件を定めるに当たっての立法裁量と喪失の要件を定めるに当たっての立法裁量には事柄の性質上広狭の差異がありうること、
 - (オ) 被告も国会答弁で恣意的に国籍を奪われない利益の権利性を肯定していること、
 - (カ) 平成20年最大判及び平成27年最判は国籍取得の要件に関する判示であり国籍喪失の要件に関する最高裁の判断はないこと、
- 等である。

3 「(3) 国籍法11条1項は、その立法目的と手段との関連性の観点から合理性を欠くものとは認められないこと」(24頁乃至25頁)について

- (1) 前述したとおり、原告は、法11条1項は「国籍変更の自由の保障」という立法目的の達成手段として合理性を欠き(訴状86頁5項)、また「複数国籍の発生防止」という立法目的の具体的内容を「外国国籍の志望取得の場面において、本人の意思にかかわらず、日本国籍を確実に喪失させる」とするものと理解するならば立法目的自体の合理性を欠き、他方、より包括的に「複数国籍の防止・解消」と理解するならば、一応その合理性は認められるものの、法11条1項はその立法目的達成手段として合理性を欠く(訴状89頁6項)、と主張するものである。
- (2) ア 被告は、「国籍変更の自由を認めつつ、自己の志望による外国籍の取得によって、重国籍ないし重国籍者が発生する場合に生じる弊害あるいは生じ得る弊害を防止又は解消するために、外国国籍を取得した段階で、その者の日本国籍を喪失させ、その者が重国籍の状態に至るのを防ぐことが合理的である。」と主張する。

しかしながら、まず「国籍変更の自由を認めつつ」との点について、このことが意味を持つのは、原国籍の離脱を国籍取得の条件とする国の国籍を取得しよう

とする場合であり、原国籍の離脱を国籍取得の条件としない国の国籍を取得しようとする場合には、国籍変更の自由を保障するために日本国籍を喪失させる必要はないのであるから、上記の点が法11条1項が適用される全ての場面においてその国籍喪失の必要性を根拠づけるものではない。

イ 次に、「重国籍ないし重国籍者が発生する場合に生じる弊害あるいは生じ得る弊害を防止又は解消するため」との点については、法は、未成年者が複数国籍となった場合には成年となってから2年間、成年となった後に複数国籍となった場合は複数国籍となってから2年間、国籍選択を猶予しており(法14条)、その間は複数国籍の状態であることを容認している。つまり、この期間は複数国籍ないし複数国籍者が発生する場合に生じる弊害あるいは生じ得る弊害の防止又は解消よりも、国籍選択の機会の保障を優先しているものであり、複数国籍の防止解消の必要性と国籍選択の機会の保障という利益の均衡を図り、一定の期間の猶予を設けて国籍選択の機会を保障しているものである。しかるに法11条1項は、外国国籍の志望取得の場合に限って、かかる国籍選択の機会を否定するものであるが、この場合に限って国籍選択の機会を保障する必要がないとされる理由はない。被告の主張は、複数国籍の防止解消という立法目的にとっての「有用性」のみを論じるものであり、制限される利益すなわち国籍選択の機会の保障という利益との均衡を無視するものであって、失当である。

(3) 被告は、「国籍法は重国籍の防止を基調としており、…国籍法は複数国籍の発生を認めた上で本人の選択によりこれを解消するといった立法政策に立脚しているものではない。」と主張する。しかしながら、国籍法が1984年の改正によってそれまでの複数国籍の事前防止から事後的解消に立法政策を変換したことは明らかであり(訴状54頁乃至61頁)、被告の主張は国籍法の条文解釈から乖離した独自の見解にすぎない。

第4 「3 国籍法11条1項は憲法22条2項に反し違憲であるとの原告の主張は理由がないこと」(25頁以下)について

1 「(1) 原告の主張の要旨」(25頁以下)について

原告の主張の要旨は、以下の通りである(訴状66頁乃至78頁)。

(ア) 憲法22条2項は、日本国籍と外国国籍を有することを前提に、どちらの国に

帰属することが自身の幸福追求に適うかの選択と判断を当該本人に委ね、その選択を国家の対人主権よりも優先するものであって、究極には憲法13条の個人の幸福追求権の保障に淵源を有するものである(訴状66頁2項(1))。

- (イ) 「外国に帰属することが自身の幸福追求に適う」との選択が無条件に保障されるならば、「日本に帰属することが自身の幸福追求に適う」との選択も当然に保障されるべきであり、憲法22条2項は「日本国籍を離脱する自由」とともに、「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」も保障するものである(訴状67頁(2))。
- (ロ) 憲法21条が「表現を強制されない自由」を、19条が「思想を強制されない自由」を、20条が「信仰を強制されない自由」を、22条1項が居住、移転、職業選択を強制されない自由を、22条2項が海外移住を強制されない自由を、それぞれ保障すると異論なく解釈されるのと同様に、22条2項も国籍離脱を強制されない自由を保障すると解釈することが合理的である。これは単に行為をする、しないの自由の問題にとどまらず、行為をするかしないかの選択の自由の保障にかかわる問題であり、言い換えれば精神的自由の保障の問題である(訴状68頁(3)、71頁(4))。
- (ハ) 憲法22条2項が「国籍を離脱しない自由」を保障していないと解釈するならば、同項の「外国への移住の自由」が「外国へ移住しない自由」を保障していることとの文言解釈上の整合性が見つからない(訴状69頁エ)。
- (ニ) 「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」の内実は単純簡明であり、法11条1項の関係では本人の意思を無視して日本国籍を喪失させることは原則として憲法22条2項に反し許されない、ということである(訴状70頁カ)。
- (ホ) 憲法22条2項が「国籍を離脱しない自由」ないし「国籍を保持する権利」を保障するとの見解は、憲法研究者の広範な同意を得られている(訴状72頁(5))。
- (ヘ) 被告国も、国会答弁で「いったん与えられました国籍がその国の主権によって恣意的に奪われるということがあってはならないという意味では権利だろうと思います。」と答弁している(訴状74頁エ)。
- (コ) 憲法22条2項それ自体が複数国籍を前提とするものである以上、「複数国籍の発生を防止する」という法11条1項の要請は、「日本国籍を離脱しない自由」

ないし「日本国籍を保持する権利」の保障に対する内在的制約とはなり得ない(訴状76頁(2))。

(ケ) したがって、法11条1項は憲法22条2項により保障される「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」を違法に侵害するものであり、憲法22条2項違反である(訴状77頁(3))。

2 「(2) 憲法22条2項は「日本国籍を離脱しない自由」を保障するものではないこと」(26頁以下)について

(1) 「ア 原告が主張する権利の内実は、重国籍を保持する権利であり、これを保障する必要があるとする原告の主張(上記(1)①の主張)は理由がないこと」(26頁)について

ア 被告は、「原告の上記(1)①の主張を前提とすると、…当該外国籍に加えて、日本国籍をも保持することとなり、原告が主張する権利の内実は、重国籍を保持する権利と同義となる。」と主張し、様々な問題が生じる、と批判する。

しかしながら、法2条1号、3条1項、5条2項、17条1項は、いったん複数国籍を保持する利益を認めている。国籍法は、これらの規定によっていったん複数国籍を保持することを認めた上で、国籍選択制度によるその解消を図っている。原告の主張も、法11条1項が廃止された場合には、外国国籍を志望取得した者はいったん複数国籍となり、その上で国籍選択制度によって複数国籍の解消が図られる、とするものである。原告は、国籍法が11条1項以外の場面で予定している複数国籍の発生と解消の仕組みを11条1項の場面でも適用すべきと主張するにすぎないのであり、他の複数国籍者と対比して過大な利益を要求しているものではない。

また、前述の通り憲法22条2項それ自体が複数国籍を前提としているものであるから、被告が主張する複数国籍の弊害が、憲法22条2項による「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」の保障を否定する根拠とはなり得ない。

被告が、他の複数国籍について生じ得る弊害について全く言及せず、ただ外国国籍を志望取得した場合に限って、「複数国籍を認めると問題が生じる」と殊更に強調するその根拠は不明であり、合理的な主張とは解し得ない。

イ 被告はまた、「いかなる者を国家の一員に帰属させるかという国籍の得喪の問題はその者と国家との結合関係をどのように把握するかという問題であって、その者が受けることができる便益のみを考慮して決まるものではない。原告の上記(1)①の主張は、上記の国民と国家との結合関係を考慮しないもので、理由がない。」とも主張する。

しかしながら、憲法22条2項は、国家の利益あるいは国家の対人主権よりも個人の利益あるいは個人の幸福追求を尊重し優先する規定である。憲法22条2項は、まさに「いかなる者を国家の一員に帰属させるかという国籍の得喪の問題」「その者と国家との結合関係をどのように把握するかという問題」よりも、日本国籍を離脱するという本人の意思を尊重し優先するものである。したがって、被告のいう上記の問題は、憲法22条2項による「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」の保障の有無を左右するものではない。

(2) 「イ 憲法22条2項は、その文言上「国籍を離脱しない自由」の保障を否定していないとの原告の主張（上記(1)②の主張）は理由がないこと（26頁乃至27頁）について

ア 被告は、「国籍の得喪に起因する利益は、表現の自由や信仰の自由などのような前国家的な権利利益ではなく、上記2(1)で述べたような広範な立法裁量のもとに定められた国籍制度を前提とする利益にとどまるものである」と主張する(26頁乃至27頁)。

まず、「国籍の得喪に起因する利益は、表現の自由や信仰の自由などのような前国家的な権利利益ではなく」との点については、既に訴状70頁オで反論したとおりである。

また、「広範な立法裁量のもとに定められた国籍制度を前提とする利益にとどまる」との点については、憲法22条2項は憲法10条による立法裁量を制約するものである（国籍離脱の自由を立法により制限することは憲法違反となる）から、「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が憲法22条2項により保障されるならば、これを立法裁量により自由に制限することは許されなくなる。したがって、国籍の得喪の要件定立に関する立法裁量は、憲法22条2項による「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権

利」の保障を否定する根拠には論理的になり得ないのであり、被告の主張はそもそも失当である。

イ 被告は、「かかる利益に何らかの制約が課せられるとしても、それによる個人の不利益は、表現の自由や信仰の自由などの前国家的な権利の制約による不利益と比較すると、限定的である。」と主張する。

「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が憲法22条2項により保障されないとすると、立法裁量によって、個人の日本国籍をその意に反して喪失させる制度を設けることが可能となる。しかしそれによって被る個人の不利益は、主権者の地位を剥奪され、日本国の構成員から排除され、場合によっては物理的にも日本国の主権の領域から排除される、という極めて甚大なものである。これを「表現の自由や信仰の自由の制約よりも限定的である」とする被告の主張が極めて非常識でありかつ不合理であることはいうまでもない。

ウ 被告は、「同項が適用される場合には、その前提として、「自己の志望」、すなわち日本国籍を喪失する者の自己決定が存在するものである。」とも主張する。

被告は、上記の主張で、あたかも外国国籍を志望取得した者が日本国籍の喪失を自己決定したかのように論じている。しかしながら、本人が有する「自己の志望」あるいは「自己決定」とは「外国の国籍の取得」に関する志望ないし決定であり、「日本国籍の喪失」の志望や決定ではない。このことは法11条1項の文言上も明らかである。しかも、被告自身も認めるとおり、法11条1項による日本国籍の喪失は「自己が志望」したものではなく、法が定めた効果である。法11条1項は、外国国籍を志望取得した者の日本国籍を、本人の意思に拘わらず、法の効果として強制的に喪失させるものであり、それ故にその合理性・憲法適合性が問われているものである。被告の上記主張は、存在しない「国籍喪失」の意思があるかのように誤魔化して国籍喪失を根拠づけようとするものであり、失当であることはいうまでもない。

エ また、被告が引用する平成27年最判の調査官解説についても、訴状70頁以下で論じたとおりである。なお、訴状でも指摘したとおり、最高裁判決は具体的な事案及び争点の判断に必要な限度で法的な判断を示すものであり、事案も争点も異なる別件にその判示の趣旨が適合するか否かは慎重な検討が必要である。被告の主張は、慎重な検討を欠き、安易にその文言を引用して本件に当てはめて

論じるものであり、失当である。

3 「(3) 憲法 22 条 2 項は重国籍を前提とするものではないこと」(27 頁)について

被告は、「憲法 22 条 2 項が重国籍を前提とするとの原告の上記(1)③の主張は理由がない。」と主張する。

前述したとおり、原告は、憲法 22 条 2 項が「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」を保障することを前提に、複数国籍の発生防止という要請がその権利保障に対する制約原理となりうるか、を検討する際に、そもそも憲法 22 条 2 項それ自体が日本国籍の他に外国国籍を有すること、すなわち複数国籍であることを前提としていることを指摘し、複数国籍の発生防止という要請は憲法 22 条 2 項による「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」の保障に対する制約原理とはなり得ない、と主張したものである。

他方、被告は原告の求釈明に対して、被告は国籍離脱による無国籍者の発生を認めるものではない、と回答した(第 2 回口頭弁論)。つまり被告も、憲法 22 条 2 項の国籍離脱の自由の保障は、日本国籍と外国国籍を有する(複数国籍である)ことを前提とするものであることを認めたものである。

したがって、被告の上記批判は被告自身の憲法 22 条 2 項の解釈と矛盾しており、成立しない。

第 5 「4 国籍法 11 条 1 項は憲法 14 条 1 項に反して違憲であるとの原告の主張は理由がないこと」(28 頁以下)について

1 「(1) 原告の主張の要旨」(28 頁)について

原告の主張の要旨は、以下の通りである(訴状 94 頁乃至 122 頁)。

(ア) 外国国籍を志望取得した者は、日本国籍か外国国籍かを選択する機会が与えられないまま自動的に日本国籍を喪失する。これに対し、外国国籍を当然取得して複数国籍となった者、生来的に複数国籍となった者、及び日本国籍を志望取得して複数国籍となった者は、いったん複数国籍となった後に日本国籍か外国国籍かを選択する機会が国籍法により保障されている。国籍選択の機会の保障は当事者

にとって重要な権利であり、両者の間には国籍選択の機会の有無について差別的取扱いが存在する(訴状95頁2項、98頁3項)。

- (イ) 憲法14条1項は事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁ずる趣旨である。当該差別的取扱いを規定する法令の立法目的に合理的理由がない場合、または立法目的とその達成手段としての差別的取扱いの間に合理的関連性がない場合には、当該差別的取扱いを設けている法令は憲法14条1項違反となる。このうち「立法目的とその達成手段としての差別的取扱いとの合理的関連性」の判断においては、立法目的の達成にとっての「有用性」のみならず、目的に対して過剰な権利制限あるいは過剰な要件加重となっていないか、も考慮して判断する、とするのが最高裁判例(昭和48年4月4日最大判、平成20年最大判)の考え方である(訴状100頁4項(1)、103頁乃至106頁)。
- (ウ) 法令の憲法14条1項適合性を判断するに当たっては、立法目的の合理性、立法目的と当該差別的取扱いの合理的関連性の有無が問題となるのであり、立法裁量の広狭はその判断に影響を与えない。国籍法3条1項について違憲判断を下した平成20年最大判も、国籍法12条について合憲判断を下した平成27年最判も、立法裁量の広狭についても、またその広狭が憲法14条1項適合性の判断に影響を及ぼす可能性についても、何ら言及していない(訴状101頁(2))。
- (エ) 法11条1項の憲法14条1項適合性を検討するに当たっては、①日本国籍という重要な法的地位に関すること、②日本国籍の喪失という法的効果をもたらすこと、③本人の意図ないし認識と無関係に日本国籍を喪失させること、を考慮し、差別的取扱いをすることが適切か否かについて、慎重な検討がなされるべきである(訴状105頁(5))。
- (オ) 「国籍変更の自由の保障」という立法目的には合理性が認められるが、法11条1項の規定は外国国籍を取得するために日本国籍を喪失させる必要のない者に対しても適用され、国籍変更の自由の保障に必要な範囲を超えて日本国籍の喪失という不利益を生じさせており、立法目的との間に合理的関連性を有しない(訴状106頁5項)。
- (カ) 「複数国籍の発生防止」という立法目的を「本人の意思に反してでも複数国籍の発生後厳格に防止する」という内容と理解するならば、国籍法が複数国籍の発

生を広く認めた上でその事後的な解消を図るという立法政策を採用していることと整合せず、かつ外国国籍を志望取得した者に限って複数国籍の発生を厳格に防止し国籍選択の機会の保障を否定する必要性はないから、その立法目的自体が合理性を欠く。これに対して上記の立法目的をより包括的に「複数国籍の防止・解消」と理解するならば、その合理性は一応肯定されるが、法11条1項が本人に国籍選択の機会を与えずに日本国籍を喪失させることは、その立法目的に対して過剰な権利制限であり、立法目的との間に合理的関連性を有しない（訴状107頁6項(1)、108頁(2)）。

(キ) 外国国籍の志望取得の場合と当然取得の場合との差異を検討すると、いずれの場合もそれによって発生する複数国籍及びその弊害のおそれに差異はない。また、志望取得か当然取得かは当該外国の国籍法令の規定の定め方次第であり、本質的な違いではない。さらに、外国国籍の取得を日本政府が把握することが容易でないのは志望取得の場合も当然取得の場合も変わりはなく、このことも取扱いの差異の根拠とはならない（訴状109頁(3)）。

(ク) 外国国籍の志望取得の場合と生来的複数国籍の場合との差異を検討すると、いずれの場合もそれによって発生する複数国籍及びその弊害のおそれに差異はない。また、生来的複数国籍は血統のみを根拠に複数国籍を容認するのに対して、法11条1項は既に日本国と密接な関係を形成している日本国民の国籍を複数国籍防止を理由に剥奪するものであり、両者の取扱いの違いは著しく均衡を失っている（訴状111頁(4)）。

(ケ) 外国国籍の志望取得の場合と日本国籍の志望取得の場合との差異を検討すると、いずれの場合もそれによって発生する複数国籍及びその弊害のおそれに差異はない。また、後者も外国国籍の離脱を日本国籍取得の条件とすることによって複数国籍の発生を防止することは技術的に可能であるのにそれを行わずに複数国籍の発生を容認する一方、前者は複数国籍の発生自体を禁圧することが重要であるとする点は、均衡を失っている。両者の取扱いの差異に合理的理由があるとする東京高裁2023年2月21日判決は多くの点で誤りがある（訴状112頁(5)）。

(コ) 「外国国籍の志望取得者には事前に選択の機会があった」との見解は誤りである。外国国籍の志望取得者は外国国籍を取得する意思を有するのみであり日本国

籍を離脱する意思を有するとは限らない。また、法11条1項はその対象者が当該規定の効果を認識していることを要件としていないから、「事前に外国国籍を取得し日本国籍を喪失するか否かを選択する機会があった」から日本国籍を喪失させてよい、と考えるのは背理である。さらに、「外国国籍を志望取得しようとする者は、その反面として、当然に日本国籍を放棄する意思があるものと認めるべきである。」との見解も、その意思の擬制には根拠がなく、誤りである。複数国籍者に対する国籍選択の機会の保障は形式的・観念的なものではなく、具体的・実質的なものである。そのことは1984年改正の経緯（特に国籍選択催告制度に関する改正案の変遷）及び被告国の国会答弁からも明らかである。したがって法11条1項の対象者のみ形式的・観念的に選択の機会があればよいとする考えは誤りである（訴状114頁(6)）。

(4) 以上より、法11条1項は憲法14条1項に反し無効である（訴状121頁(7)、122頁7項）。

2 「(2) 原告の主張する違憲審査基準に係る主張（上記(1)アの主張）は理由がないこと」（29頁）について

(1) 被告は、「憲法10条は、国籍の得喪に関する要件について、…広範な立法裁量を認めており、その区別と立法目的との間に合理的関連性が認められないとされる場合は限定される。」と主張する。

しかし、憲法14条1項の合憲性判定基準に関する判例法理（昭和48年4月4日最大判、平成20年最大判、平成27年最判）には、上記のような内容は一切含まれていない。被告の主張は判例上の根拠及び論理的根拠を欠く独自の見解であり、失当である。

(2) 被告は「本人の外国国籍を取得する意思が介在しているため、国籍法11条1項は本人の意思ないし認識と全く無関係に日本国籍を喪失させるものではない。」とも主張する。

しかしながら、外国国籍取得の意思と日本国籍の離脱ないし放棄の意思が全く別のものであることは自明であり、これまで繰り返し指摘してきたとおりである。被告の上記主張は、「外国国籍の取得の意思があれば当然に日本国籍離脱の意思もある」とするものか、それとも「外国国籍取得の意思があれば日本国籍離脱の

意思がなくとも当然に日本国籍を喪失させてよい」とするものであるか、明らかではないが、いずれにしても誤りであることはこれまで論じてきたところから明らかであり、被告の主張は失当である。

3 「(3) 国籍法11条1項による区別とその立法目的との間に合理的関連性が認められること」(29頁以下)について

(1) 「ア 目的や趣旨の異なる制度と単純に比較することが誤りであること」(29頁乃至30頁)について

ア 被告は、法11条1項と、外国国籍の当然取得による複数国籍、生来的複数国籍、日本国籍の志望取得による複数国籍とは、制度目的及び趣旨が異なるものであるから、重国籍防止を図る方法に差異があるのは当然であり、これらを比較することによって同項が合理性を欠くということになるものではない、と主張する。

イ しかしながら、第一に、外国国籍の志望取得と当然取得の取扱いの差異は、法11条1項の「自己の志望によって」の要件充足の有無に起因するものであり、法11条1項そのものがかかる差別的取扱いを生じさせているのであるから、被告の上記の反論は的外れである。

ウ また、第二に、外国国籍の当然取得による複数国籍、生来的複数国籍、及び日本国籍の志望取得による複数国籍も、それぞれ相互にその制度目的や趣旨を異にするものであるが、にもかかわらず国籍選択制度という共通の制度によりその複数国籍を事後的に解消するものとしている。したがって、法11条1項がこれらの制度とその目的や趣旨を異にすることが、国籍選択制度の適用を排除することの合理性を根拠づけるものではない。この点でも被告の主張は失当である。

エ なお、被告が指摘する平成27年最判は、法12条と法3条1項を対比することについて判示したものであり、かつ同最判によれば法12条は国籍取得の制限規定とされるのであるから、国籍喪失規定である法11条1項が問題となっている本件とは全く問題場面を異にする。被告の主張は単に上記最判の文言のみを捉えたものであり、その判示の趣旨を理解しないものであって失当である。

また、同じく被告が指摘する令和3年2月判決(東京地裁令和3年2月18日判決を指すものと解される)は、外国国籍の志望取得の場合と日本国籍の志望取得の場合とを対比して(この点で被告の上記主張とは異なる)被告主張の判示を

するものであるが、これと同様の判示をした東京高裁2023年2月21日判決に対して、既に訴状113頁以下において詳細に反論をしている。

(2) 「イ 上記(1)イ①ないし③の場合と比較したとしても、取扱いの差に合理性が認められること」(30頁以下)について

ア 「(ア) 当然取得によって外国籍を取得した日本国民との区別(上記(1)イ①)」(30頁)について

ここでの被告の主張に対する反論は、既に訴状109頁(3)で詳しく論じたとおりである。また、外国国籍を取得する意思があるからと言って日本国籍を離脱する意思もあるものと見ることが誤りであること、すなわち外国国籍の志望取得の場面で本人の意思を根拠に日本国籍を喪失させることの合理性を論証することが不可能であることは、訴状116頁(6)で述べた通りである。

なお、被告が「自己の志望により外国籍を取得した場合、国籍取得の段階で本人の意思が介在しているため」としているのも、「本人の意思」の内容を明示せず、曖昧にしたままで、あたかも本人の意思に基づき日本国籍を喪失させているかのような印象を作出しようとするものと解される。法11条1項による国籍喪失の効果が本人の意思と無関係に発生することは被告も認めるところであり、解釈上争いがないと認められるのに、被告がなお国籍喪失の根拠を本人の意思に引きつけて論じようとするのは、その主張に根拠がないことの表れといえる。

イ 「(イ) 生来的に外国籍を取得した日本国民との区別(上記(1)イ②)」(30頁乃至31頁)について

ここでの被告の主張に対する反論は、既に訴状111頁(4)及び116頁(6)で詳しく論じたとおりである。

なお、被告は生来的複数国籍について「重国籍の発生について当該本人に責任がないことは明白である。」と主張する。その論旨は、外国国籍を志望取得した者が日本国籍を喪失するのは自己責任である、とするもののようである。しかしながら、法11条1項は自己責任を根拠に日本国籍を喪失させるものではないから、この論旨は失当である。また、当該本人の責任をいうならば、次に論じる日本国籍の志望取得による複数国籍者も自身の意思に基づき複数国籍となったのでありそのことに責任があるということになるにもかかわらず、複数国籍の発生が認められるのであり、被告の主張に矛盾を生じる。さらに、本件原告が英国国籍

を取得したのは法定代理人の行為によるものであり原告本人に責任はないのであるから、被告の論旨によっても原告の日本国籍を喪失させることに合理性はないことになる。

ウ 「(ウ) 日本国籍を志望取得した外国人との区別（上記(1)イ③）」（31頁乃至32頁）について

ここでの被告の主張に対する反論も、既に訴状112頁(5)及び116頁(6)で詳しく論じたとおりである。

原告は、日本国籍を志望取得したことによって複数国籍となる現行法の制度は妥当なものであると考えるが、これら後発的に日本国籍を取得した者の日本国籍よりも、既に日本国籍を有し日本との密接な結びつきを形成している者の日本国籍の方が保護の必要性が低い、とする法11条1項の制度及びこれを是とする被告の主張は、明らかに合理性を欠くものである。

第6 「5 未成年者がその法定代理人の行為により外国籍を取得した場合に国籍法11条1項の適用がないとの原告の主張は理由がないこと」（32頁以下）について

1 「(1) 原告の主張の要旨」（32頁乃至33頁）について

原告の主張の要旨は、以下の通りである（訴状122頁乃至132頁）。

(ア) 法11条1項は、国籍の得喪に関して国籍法が設ける他の規定と同様に、国籍の得喪の効果が生じる本人の行為について適用することを予定するものであり、法定代理人による行為に法11条1項を直接適用することは予定されていない（訴状124頁3項）。

(イ) また、法18条は法11条1項を対象としていないから、法定代理人による外国国籍の取得行為について法18条を適用して法定代理人の行為の効果として本人の日本国籍を喪失させることもできない（訴状124頁4項(1)）。

(ウ) 外国国籍の志望取得の成立要件は当該外国の国籍法制によって定まるものであり、法18条によって外国国籍の取得の要件を規律することはできないから、法18条が法11条1項をその対象から除外しているのは当然である（訴状125頁(2)）。

(エ) 法11条1項が規定する日本国籍喪失の効果は、本人の意思の効果ではなく外

国国籍の志望取得に法11条1項が政策的に結合させた法的効果であるから、そもそも代理人による代理行為の対象ではない。したがって、理論上、法定代理人による外国国籍の志望取得の代理行為によって、本人が日本国籍を喪失するという法的効果が発生する余地はない（訴状126頁(3)）。

(ウ) 法定代理人による外国国籍の志望取得に法11条1項を適用し本人の日本国籍を喪失させることは、法定代理人が本人に帰属させることを意図していない法的効果を本人に生じさせるものである点で代理制度に反するものである。また、本人に国籍選択の機会を与えないまま日本国籍を喪失させてしまう点で法定代理人が意図しない本人の不利益を生じさせるものであり、本人の利益保護を目的とする法定代理制度の趣旨に反する（訴状127頁(2)）。

(エ) 未成年者が複数国籍となった場合、その原因に拘わらず、20歳になるまで国籍選択を猶予される。その理由は本人の判断力の成熟を待って選択をさせるべきこと、未成年者の間は複数国籍による弊害が生じにくいとされること、等にある。しかるに未成年者の法定代理人が未成年者のために外国国籍を志望取得した時に限って、当該未成年者の複数国籍を許さず、国籍選択の機会を与えずに日本国籍を喪失させることは、合理的理由のない差別であり、憲法14条1項に反する（訴状128頁7項）。

2 「(2) 国籍法11条1項は、未成年者が法定代理人の意思行為により国籍の得喪に関する意思行為をすることを予定していること」（33頁）について

(1) 被告は、「本人が未成年者の場合において、その法定代理人が当該未成年者の国籍の得喪に関する意思行為を行うことが予定されていないとすれば、未成年者は、未成年者の意思行為による国籍の取得を認めていない外国の国籍を取得することができず、」と主張する。

しかしながら、被告の上記主張には誤解があるようである。未成年者について外国国籍を取得しようとするときに、当該外国の法令に依拠して、本人に代わり法定代理人がその行為を行うことについては何の問題もないのであり、ただ法定代理人によって外国国籍を取得した時には、法11条1項による日本国籍喪失の効果は生じない、というのが原告の主張である。

(2) ア 但し、法定代理人による外国国籍の志望取得に法11条1項を適用しないと

すると、法定代理人の行為によって外国国籍は取得できるのに、日本国籍の離脱はできないことになるから、理論的には、原国籍の離脱を条件とする国の国籍を取得しようとする際に支障が生じる可能性がある。

イ しかしながら、そのような事態は法定代理人による外国国籍の志望取得に法11条1項を適用しても、同様に発生しうる。例えば、当該外国の法令で18歳未満の者の国籍取得行為は法定代理人によるものとする、と規定している場合、15歳の日本国民が当該外国の国籍を取得するためには法定代理人によることを要するが、法18条は15歳以上の者の国籍の得喪に関する行為は法定代理人によらず本人によることを求めているため、法11条1項による日本国籍喪失の効果は生じないこととなる（仮に法18条の適用を排し、法11条1項が直接に適用されたとしても、民法上既に成年年齢(18歳)に達している者についていかなる形でも法定代理は成立し得ず、結局他人による外国国籍取得行為となってしまふ)。逆に、当該外国の法令で13歳以上は法定代理人によらずに国籍の得喪に関する行為ができる、と規定している場合、13歳の日本国民は法定代理人によらずに当該外国の国籍の取得行為を行うこととなるが、法18条によれば当該行為は有効なものではないとされ、日本国籍喪失の効果は生じないこととなる（ここでも、仮に法18条の適用を排したとしても、民法の法定代理制度の趣旨に照らし、13歳の未成年者が単独で行った行為によって日本国籍を喪失させることが合理性を欠くことは明らかである）。

このように、被告の指摘する問題場面は理論的には被告の主張を前提としても発生するのであり、制度自体の限界であって、原告の主張に対する批判には当たらない。

ウ また、そもそも「原国籍の離脱を国籍取得の条件とする」とする法制の国がどのくらいあり、日本国籍を有する者がその国籍を取得し日本国籍を喪失した実績がどのくらいあるのか、また一般に複数国籍による弊害が少ないとされ（被告も国会答弁で認める）、かつ複数国籍を（暫定的にでも）認めるべき要請の高い未成年についてまで原国籍の離脱を厳格に要求する法制の国がどのくらいあるのか、その実態は不明であり、従って被告が指摘する問題がどの程度現実的な問題なのか、あるいは単なる机上の議論であるのか、も不明である。

エ そして、もし被告が指摘する問題が現実存在するとしても、法11条1項に

代えて、フランスの「国籍喪失宣明」（訴状33頁）に類する制度を導入し、外国における国籍取得手続とは別個に日本国内において法定代理人によって日本国籍を放棄する手続を行い、外国国籍を取得したときは日本国籍を喪失する、という仕組みを設ければ、上記の制度上の限界は解消するのであり、かつ、法11条1項のように本人の意思及び利益を無視して日本国籍を喪失させる必要はない。

第7 「6 原告養親が外国籍を取得する意思を有しなかったことを理由として原告に国籍法11条1項は適用されないとの原告の主張は理由がないこと」（34頁以下）について

1 「(1) 原告の主張の要旨」（34頁）について

原告の主張の要旨は以下の通りである（訴状132頁乃至139頁）。

- (ア) 外国国籍の志望取得の成否は当該外国政府が判断するものであり、日本政府が「国籍取得の意思がなかったから当該外国国籍を取得していない」と判断する立場にはないが、法11条1項の「自己の志望により外国の国籍を取得」する意思の有無は、日本国籍喪失の成否を判断する要件である。したがって、外国国籍の志望取得の成否とは別に、日本国籍喪失の要件として、外国国籍取得の意思の有無を判断する必要がある（訴状132頁(1)）。
- (イ) 本人又は法定代理人が、当該外国での手続を、出生の登録の手続、又は既に国籍を有する者を行政機関に登録する手続である等と誤認していた場合、当該本人又は法定代理人は、客観的には当該外国の法令に従った国籍取得の手続を行っているものの、主観的には新たに国籍を取得する、という具体的意思を有していなかったことになる（訴状133頁(2)及び134頁(3)）。
- (ウ) この点について、平成28年6月24日東京地裁判決及び令和3年2月18日東京地裁判決は、当事者が外国法の定める志望取得の手続によって外国国籍を取得していれば、特別の事情が認められる場合を除き、有効な外国国籍取得の意思があったものと認められる、との趣旨の判示をしているが、その理由は述べられていない（訴状135頁乃至137頁）。
- (エ) 法11条1項が外国国籍を志望取得した者に限って日本国籍を直ちに喪失させるとするその趣旨は、あえて言うならば「本人が新たに外国国籍を取得することを主たる目的として意欲している」という点に求められる。しかるに、例えば生

来的取得などにより既に当該外国国籍を有していると認識している者は、客観的には外国国籍の志望取得の行為を行っていても、その時には新たに外国国籍を取得することを全く意欲も認識もしていない。したがって、法11条1項による日本国籍喪失の実質的根拠を有しない（訴状137頁4項）。

(ウ) 本件において原告の両親は特別養子縁組によって原告が英国籍を取得したと認識しており、在日英国大使館での当該手続は、既に英国籍を取得した原告の旅券発給を受けるために行政機関に登録する手続であると認識していたものであり、当該手続によって原告に新たに英国籍を取得させる意思を有していなかったから、法11条1項は適用されない（訴状138頁6項）。

2 「(2) 原告は、イギリス市民登録の手続において、イギリス国籍を取得する意思及び日本国籍を喪失するおそれの認識を有することを確認されていること」(34頁) について

(1) 乙7及び乙8に被告が主張する内容の記述が存在することは認める。

しかし、原告の両親は、原告の英国市民登録の手続に際し、これらの書類を見た記憶も、またチェックリストにチェックをした記憶もない。

(2) 原告の両親は、特別養子縁組の成立により原告が法律上実子と同じ扱いになったと考えていたことから、原告は自動的に英国国籍を取得したものと認識していた。英国市民登録の手続は、単に英国旅券を取得するための前提手続と認識しており、この手続が英国国籍の取得手続であるとの認識はなかった。したがって、仮に乙7及び乙8の書類を示されていたとしても、これを細かく読むことなく、指示された書類に必要事項を記入して登録手続を行ったものである。

(3) 以上の次第であるから、被告が指摘する乙7及び乙8の記載内容が、原告について英国市民登録をする際に、原告の両親が、原告について英国国籍を取得する意思を有していたこと、及びこの手続によって原告が日本国籍を喪失する可能性があることを認識していたこと、の根拠となるものではない。

3 「(3) 意思行為に基づき有効にイギリス国籍を取得したのであれば、特段の事情がない限り、イギリス国籍を取得する意思があるものと認められること」(35頁) について

(1) 外国法に基づく当該外国の国籍取得と、その国籍取得の意思の有無を日本の国籍法の適用においてどのように認定されるかは、全く別問題であることは、訴状第12・2で詳しく論じたとおりである。

例えば、外国法の適用においては申請書の記載をもって国籍取得の意思を認定するのに対し、日本の国籍法11条1項の適用においては真実当該外国国籍を取得する意思があったか否か、その真意を問うのであれば、法11条1項が適用されず、日本国籍を喪失しない場面も当然に生じる。したがって、外国法に基づく外国国籍取得の成否と、法11条1項の要件である「自己の志望」の有無とは別個のものとして別々に判断されるべきであり、外国国籍を取得しているから原則として法11条1項の「自己の志望により」の要件を充足する、と考えることは誤りである。

(2) 本件において、原告は手続上は志望取得の手続によって英国国籍を取得しているが、原告の両親はそもそも特別養子縁組によって原告が自動的に英国国籍を取得したものと考えていたから、原告の英国市民登録の手続が英国国籍取得の手続であることを認識していなかった。従って、原告の両親が当該手続によって原告に新たに英国国籍を取得させることを認識したとみることは不可能であり、客観的事実としては、原告の両親に当該手続の際に原告について英国国籍を志望取得させる意思を有してはいなかったものである。

第8 「7 原告のその余の主張も理由がないこと」(35頁以下)について

1 「(1) 外交保護権の衝突について」について

(1) この点は、訴状49頁(2)で論じたとおりである。要点のみ再度簡潔に述べるならば、

(ア) 複数国籍者が一方の国籍国から権利侵害を受けた場合、他方国籍国は外交保護権を行使し得ないとのルール(1930年の国籍法抵触条約(ハーグ国籍条約)4条)が国際慣習法となっている。

(イ) 複数国籍者が第三国から権利侵害を受けた場合、ノッテボーム事件で示された「実効的国籍の原則」に基づいて外交保護権を行使しうる国が判断される、との取扱いが国際慣習法となっている。

(ウ) しかしそもそも、国家は他国に対してもまた自国民に対しても、外交保護権の

行使を義務づけられるものではないから、もし複数国籍者について他国（他方国籍国又は第三国）による権利侵害が発生したが国籍国は外交保護権が衝突する事態を回避したいと考えるならば、ただ外交保護権を行使しなければよく、その衝突は発生しない。したがって、外交保護権の衝突の回避のために自国の国籍を喪失させる必要はない。

(2) 被告は、原告が訴状で主張した上記(ア)(イ)について、特に反論を示していない。したがって、これらの各場面において、それぞれの国際慣習法が存在し、それに則って対応されれば、外交保護権の衝突の問題は解決される、ということは認めているものと解される。

(3)ア 他方、上記(ウ)については、「国家は当然に国民を保護すべき義務を負っているものであり、外交保護権の衝突を回避するために外交保護権を行使しなければよいということにはならない。」(36頁)と反論する。

イ しかしながら、外交保護権とは、「ある国家の国籍を有する私人が他国の国際違法行為によって損害を受けた場合に、国籍国が国際違法行為を行った国に対して国家責任を追及する国際法上の権限」をいう。この権限は、国民の受けた損害の賠償を国家が代わって追及するのではなく、国家自身が受けた損害を自ら追求する権限である。ここでいう国家自身が受けた損害とは、「自国民が他国において国際法に基づく適法な取扱いを受けることを要求する権利の侵害」のことであるとされる。

このように、外交保護権は国家自身の損害の賠償を求める権限であるから、これを行行使するか否かは当然に国家の自由である。すなわち、国民が損害を受けても責任を追及しなくてもよいし、国民が被った損害と賠償を求める損害が同額である必然性はなく、さらに賠償を受けてもこれを国民に支払う義務を負わない、とされる。

ウ 自国民が他国から損害を受けた場合に、国家がその自国民に対する関係で他国に対する外交保護権を行行使する義務を負うか否かは、当該国の国内法令に依拠する。しかしながら、我が国においては、日本国民が外国から損害を受けた場合に、日本政府が当該日本国民に対する関係で、当該外国に対して外交保護権を行行使する義務を負うことを定めた法律は存在しない。したがって、被告の上記主張は国際法の解釈としても誤りであり、また法律上の根拠もない。

(仮に、他国から権利侵害を受けた日本国民が、日本政府に対し、当該外国に対する外交保護権を行使しないことを理由として国家賠償請求訴訟を提起したとしても、上記の理由から排斥されることは明らかである。)

(4) 被告が主張する、「外交保護権の衝突の回避のために複数国籍を防止解消する」というのは、その国民を日本国から排除することによって外交保護権の行使が問題となり得る事態の発生の可能性を除去する、ということである。しかしながら、被告国が把握する限り、外交保護権の衝突は我が国でまだ一度も生じたことがない。そして、日本政府が外交保護権を行使しなければその衝突も生じ得ないのだから、今後も今までのように外交保護権を行使しなければ、その衝突も発生し得ない。このような机上の事態のために現に存在する日本国民の国籍を喪失させることが、著しく均衡を失するものであることは明らかである。

(5) 被告は、「外交保護権が衝突する具体的な場面や人物を予測できないとしても重国籍の発生そのものを事前に防止・解消することは可能である」と主張する。要するに、「外交保護権の衝突は、いつ、誰に起こるか分からないから、可能性がある対象者を予め日本国民から除外しておくべきである」というのが被告の主張である。

このように、いつ、誰に起こるか分からない、そもそも起こるかどうかわからない(今まで一度も起きたことがない)外交保護権の衝突を回避するために、個人が現に有する日本国籍を喪失させ、日本政府の責任の範囲から排除する、という被告の考え方自体が、日本国籍の重要性を否定し無視するものであり、強く非難されるべきものである。

そして原告は、このような被告国の姿勢を前提とした上で、「いつ、誰に外交保護権の衝突が起きても、日本政府が外交保護権を行使したくなければ行使しなくてもいいから、そうすれば複数国籍者の日本国籍を喪失させなくても済む。」と主張しているのである。

(6) 被告はさらに、「当該場面や人物が予測できないことと外交保護権の衝突の発生を事前に防止・解消するためのルールが不要であることとの関係も不明である。」とも主張する。しかしながら、被告は原告の主張を誤解している。

原告は、外交保護権の衝突を回避するために上記(7)(イ)で挙げた国際慣習法上のルールが存在することを指摘しつつ、被告が「それでだけは不安だ、それだけ

で外交保護権の衝突に直面しないという保障はない」と主張するのに対して、「そもそも外交保護権を行使したくなかったらしくなくてもいい、そうすれば外国と喧嘩する必要はない。」と述べているのである。つまり、外交保護権の衝突が生じ得る場面において、被告国は、上記(ア)(イ)のルールに則って対応することも、外交保護権を行使せず逃げることも、どちらも選択でき、かつ後者を選択すれば確実に外交保護権の衝突を回避できる、と述べているものである。

2 「(2) 納税義務の衝突」について

(1) この点は、訴状50頁(3)で述べた通りである。我が国の租税法が日本国籍を基準に租税を課していない以上、日本国籍と外国国籍の複数国籍であることを理由に納税義務の衝突が生じる余地はない。これはもはや机上の空論ですらなく、空想上の議論とでも言うべきものである。

(2) 被告は、「全ての国家が重国籍者に対する二重課税を避けるべく、調和的に租税立法を行うのでなければ、納税義務の衝突といった事態は避けられない。」と主張する。

しかしながら、現在、我が国には日本国籍と外国国籍の複数国籍者が現に100万人近く、あるいはそれ以上存在するが、我が国はこれらの複数国籍者に対する二重課税を避けるための立法を（各国と調和的にも、あるいは日本単独でも）有していない。しかるに現在、日本国籍と外国国籍の複数国籍者に対する納税義務の衝突といった事態は（避けられないどころか）生じてすらいない。被告の反論は全くの的外れである。

(3) なお、念のために、どのような場合に複数国籍を原因とする納税義務の重複が発生するかを具体的に見てみる。米国は米国籍者に対しその居住地にかかわらず所得税（少なくとも申告義務）を課しているので、米国籍と日本国籍の複数国籍を例に検討するのが便宜である。

ア 例えば米国籍のみを有する者が日本に居住し、収入を得ている場合には、日本の税法に基づいて住民税及び所得税の納税義務が発生する一方で、米国の税法に基づいて所得税の納税義務（申告義務に留まることが多い）が課せられる。ここでは納税義務の重複が形式上発生しているが、これは複数国籍によるものではなく（本人は単一国籍）、日本の税法が日本国内の居住者に対して所得税を課してい

る一方で、米国の税法が自国民に所得税の納税義務を課しているためである。この納税義務の重複を日本の国籍法制で解決することはできない。

また、日本国籍と米国籍の複数国籍者が日本に居住している場合の課税関係も上記と同じであるが、これも日本国籍と米国籍の複数国籍であることが原因ではない。

イ 他方、日本国籍と米国籍の複数国籍者が米国に居住し収益を得ている場合には、米国のみから住民税と所得税を課税されるのであり、複数国籍による納税義務の重複は発生していない。この課税関係は日本国籍または米国籍のいずれか一方のみを有する者が米国に居住し収益を得ている場合と全く同じである。

ウ このように、居住場所と収益の発生場所を根拠に税金が課される日本の税制の基本的な仕組みを前提とする限り、居住地・収益地の国籍の有無は納税義務の重複とは無関係であり、複数国籍であるがために納税義務の重複が生じるわけではない。

エ 日本国籍を原因として納税義務の重複が発生するのは、日本の税法が日本国籍を根拠として外国に居住し外国で収益を得ている日本国民に対して所得税等を課税する制度を採用したときである。しかしその場合でも、居住国が他方国籍国である場合には、居住国では居住地であり収益を得ている場所であることを根拠に課税されるのであるから、複数国籍を原因として重複課税されるわけではない(日本国籍のみを持つ者が日本から課税されるとともに居住国である外国で課税されるのと同様の状況である)。

オ したがって、日本国籍と外国籍の複数国籍であることを固有の原因として納税義務の重複が発生するのは、日本と他方国籍国の双方が国籍を根拠として課税する制度を採用し、かつ両国に帰属する者が第三国で収益を得た場合である。

しかしながら、日本において国籍を根拠に課税する度が採用される予定は、現時点においてはゼロであり、したがって現時点では日本国籍と外国籍の複数国籍を原因とする納税義務の重複が発生する可能性もゼロであり、複数国籍による納税義務の重複のおそれは全く根拠のない空想上の弊害である。

カ なお、仮に将来、我が国において日本国籍を根拠として課税する制度が導入されたとしても、日本国民が日本国内に居住している場合には、その者に対する課税は従来と変わらない。

大きく変わるのは外国に在住し収益を得ている日本国民に対する課税であるが、日本政府がこれらの者に対する課税の実効性を確保するためには、その居住国との間で課税関係を調整するとともに徴税の実効性を確保するための租税条約を締結する必要がある。米国は、自国民による課税の実効性を確保するために、我が国との間で租税条約を締結しており、これによってはじめて米国政府は、日本国内に居住する自国民の財産や収入に関する情報を得ることが可能になっている。

そして、この租税条約の締結によって、(日本に居住する米国籍者に対する日本と米国の課税の調整と同様に) 日本国外に居住する日本国民に対する納税義務の重複は解決されるのが通常であり(納税義務の重複が調整されなければ、相手国は自国の徴税権を侵害するおそれのある、自国内での日本による徴税に協力しないであろう)、納税義務の重複のおそれも生じないことになる。

キ このように、事実関係をより具体的かつ詳細に検討するならば、被告が主張する懸念が事実に基づかず、非現実的なものであることが、明らかとなるのである。

3 「(3) 重婚のおそれ」について

(1) この点は、訴状49頁(2)で論じたとおりである。

(2)ア 被告は、「重国籍者については、各国において別個の氏名により国民として登録されることもあるため、仮に重婚となるような届出がなされても、個人の同一性が判断できないおそれがあり、重婚の発生を防止できない事態が生じ得る。」と主張する。

イ 「複数国籍者については各国において別個の氏名により国民として登録される」とは、例えば日本国民としての氏名が「山田太郎」、外国国籍者として当該外国に登録されている氏名が「TARO YAMADA」、という場合を指す。非漢字圏の国で登録されている氏名が日本名と異なる表記になるのは当然であり、例えば日本名が「山田太郎」、他方国籍国に登録した氏名が「MICHAEL YAMADA」というように、表記のみならず音も異なる場合も少なくない。

しかしながら、外国で(MICHAEL YAMADAという氏名で)成立した婚姻を日本の本籍地に届け出る(「山田太郎」の戸籍に記載する)(報告的届出)場合は、婚姻届用紙に外国での(MICHAEL YAMADAの)婚姻証明書等を添付して提出する。つま

り、複数国籍者が外国において外国名で婚姻をしても、その婚姻を日本に届ける際には、当該外国名（MICHAEL YAMADA）と日本名（山田太郎）が同一人物であることの確認の資料を添付して（外国政府発行の旅券及び日本政府発行の旅券、本人の申述書等）、上記届出をすることになる（そうでなければ本籍地の市町村役場は婚姻届（報告的届出）記載の日本名と添付の婚姻証明書記載の外国人名が同一人物を指すことを確認できず、これを受け付けることができない）。

したがって、外国で成立した届出が適切に日本に届け出られていれば、当該外国の身分関係の記録にも、また日本の戸籍にも、当該複数国籍者が婚姻している旨が記録されるのであるから、さらに重婚が成立することは考えがたい。

ウ このように、国際結婚における重婚の成否は、他国で成立した婚姻が適切に自国に報告され記録されているか否かによるものである。確かに、他国で成立した婚姻を適切に自国に報告することは本人に委ねられているため、本人が故意または過失で届出を怠った場合、その状態を利用して重婚を発生させることが可能となる、という限界はある。しかしそれは本人が複数国籍であることによって生じる問題ではなく、日本国籍のみを有する者についても生じるのである。したがって、外国で成立した婚姻が自動的に本国に報告される仕組みが整備されない限り、涉外婚姻において重婚が発生する可能性をゼロにすることができないのは、制度上の限界といわざるを得ない。

エ 以上の通り、涉外婚姻における重婚の発生は外国で成立した婚姻が適切に自国に報告されるか否かによるのであって、複数国籍が原因ではなく、また複数の国の間で別個の氏名を有することが原因でもないから、被告の反論は的外れである。

4 「(4) 適正な出入国管理の阻害」について

(1) この点は、訴状51頁(5)で論じた通りである。

(2)ア 被告は、「重国籍者が外国の旅券を使用して本邦から出国し、日本の旅券を使用して帰国した場合、出国及び入国をした者が同一人であることが確認されていなければ、出入国記録から当該重国籍者の出入国の事実が明らかにならず、適正な出入国管理が阻害される。」と主張する。

イ しかしながら、被告の上記の反論は単なる机上の議論である。

「複数国籍者が外国の旅券を使用して本邦から出国する」場合というのは、その

者が外国国籍者として日本に入国していることを前提としている（外国国籍者としての入国記録がなければ、出国時に不法入国者ないし密入国者と疑われ出国できない）。

しかし、日本国籍を有する者が、わざわざ外国国籍者として事前に在外日本大使館で査証申請をしたり、あるいは短期旅行者として空港で上陸許可を得て日本に外国人として入国し、在留資格による就労その他活動の制限を受け、在留期間の制限も受ける、という選択をすることは、通常考えられない（なお、出入国管理及び難民認定法60条及び61条は、日本国民が日本を出入国するときは、有効な旅券を所持し、入国審査官から出国若しくは帰国の確認を受けること、とされている）。

このように、「複数国籍者が外国国籍者として日本を出国する」という事態が通常は生じないのであり、被告の上記反論は議論のための議論にすぎない。

ウ そのことを別としても、「複数国籍者が外国の旅券を使用して出国した後に日本旅券を使用して入国した場合に人物の同一性が確認できない」ことが、なぜ問題となるのか、被告の反論は理解しがたい。

そもそも日本国民は、出国の自由と帰国の自由が憲法22条2項によって保障されており、かかる憲法上の権利に基づく日本国民の出入国を、入国・在留の権利を有しないとされる外国国籍者と同じ出入国の管理下に置くことが適切でないことは自明である。それ故に、出入国管理及び難民認定法は、外国国籍者の出入国管理とは全く別個に、日本国民の出入国に関する規定（60条・61条）をもっているのであり、しかもそこでなされる「出国の確認」は実体的に出国の自由を制限するものではなく、「帰国の確認」は入国を禁止・制限するものではない。このように、外国国籍者に対する入国管理・出国管理と、日本国籍者に対する出国の確認・帰国の確認とは、その目的も作用も結果も本質的に異なるものである。

そして、日本国籍と外国国籍の複数国籍者は、要するに日本国民なのだから、その者について外国国籍者としての出入国管理のルールが適用されることはあり得ない。例えば、被告が示す上記の例において、仮に当該本人が出国時に退去強制事由に該当することが判明し、退去強制手続によって出国した後に、日本旅券を用いて再度入国しようとしたときに、入国管理局がその者を上陸拒否対象者と

して帰国を拒否することはあり得ない。したがって、その者の人物の同一性が特定されないことが、適正な入国管理を阻害する、という関係には、そもそもないのである。

被告が述べる机上の事例が仮に発生したとして、確かに、出国した外国国籍者と入国した日本国籍者の同一性の確認はできないかもしれない。しかしそれは、同一性が確認できない、というだけのことであり、それ以上に何ら適正な入国管理が阻害されることはない。この点でも、被告の主張は単なる議論のための議論にすぎず、現実的・具体的な弊害は何ら示されていない。

5 「(5) 兵役義務の衝突」について

(1) この点は、訴状52頁(6)で論じた通りである。

(2) ア 被告は、「重国籍国によっては、当該日本国民が、重国籍国の兵役義務の履行として、日本国に対し武力を行使するなどの事態が生じる可能性も否定しがたいのであり、」等と主張する。

被告の主張は、日本に在住する複数国籍者の他方国籍国と日本とが紛争状態になった時に、その者が、日本国内に居ながら他方国籍国の兵役に服して、日本に対する武力行使に加担する等の行為に及ぶおそれがある、これを避けようとするれば他方国籍国の兵役義務や忠誠義務に反するおそれがある、というものである。

イ しかしながら、被告が言うような懸念は、複数国籍者についてのみ生じるものではない。被告の論法に従うならば、「日本に在住する、外国国籍のみを有する者の本国と日本とが紛争状態になった時に、その外国国籍者も、日本国内に居ながらその本国の兵役に服して、日本に対する武力行使に加担する等の行為に及ぶおそれがある」ことになる。そしてそれらの者は日本国籍を有せず、日本に対する忠誠義務も負わずアイデンティティも有していないから、日本に対する武力行為に加担する危険性は、複数国籍者よりもさらに高い。

しかし、そのような外国国籍者を「潜在的な敵性外国人」として日本から排除すべきである、という議論は存在しない。にもかかわらず、被告の上記主張は複数国籍者のみを「潜在的な敵性国民」として排除の対象として論じるものであり、著しく不当であることは明らかである。

ウ なお、仮に被告が主張するように、「潜在的な敵性国民」の日本国籍を喪失さ

せても、その者は「潜在的な敵性外国人」となるだけであって、被告が煽る危険性を些かも減じるものではない。

(3) 以上の通り、兵役義務の衝突に関する被告の反論も失当である。

6 「保護に値しない利益」という主張について

(1) なお、被告は、準備書面(1)35頁7項においては、「複数国籍による利益は保護に値する利益ではない」との主張を記載していないが、同15頁では、「重国籍者は、その属する各国において国民としての権利を与えられ、複数の本国に自由に往来居住し、各々の国で社会保障の利益、経済活動の自由を享受し得ることになるが、それは単一の国籍のみを有する者には与えられていない利益であり、保護に値する利益とはいえない。」と主張している。

(2) この点については、訴状52頁(7)で論じたとおりである。要約して再度論じると、

(ア) 被告の主張は単一国籍が「普通」の状態、複数国籍が「異常」な状態であるとの前提に立つものであり、国内管轄の原則の下複数国籍が不可避免的に発生するという現実を無視した議論である。複数の国籍を有する者には当然に保障される権利であり、単一国籍のみを有する者を基準に論じること自体が誤りである。

(イ) 複数国籍者に認められる権利利益は、各々の国籍国が法律によって保障するものであり、それを他国が「保護に値しない利益である」と批判する筋合いのものではない。また、他国で権利利益の保障を受けていることを理由に日本国民としての権利利益の保障の度合いを低下されることが許されるという見解も存在しない。被告の主張は単なる感情的な不満の表明にすぎず、法的な主張ではない。

7 結論

以上の通り、複数国籍による弊害に関する被告の反論は、いずれも根拠がない。

なお、訴状でも述べた通り、原告は、国籍法が複数国籍の防止解消を立法政策の一つとして採用していること自体を否定するものではない。また、ここで論じた論点や問題場面以外に、複数国籍であることによる解決困難な問題が生じる可能性が絶無であると主張するものでもない。原告は、国籍法が立脚する複数国籍の防止解消という立法政策を前提としつつ、今日想定されている限りにおいては

複数国籍による弊害のおそれは、本人の意思に反して日本国籍を喪失させてまで回避すべき重大かつ緊急なものではないことを指摘し、国籍法が採用する国籍選択による複数国籍の事後的解消によっても、十分に複数国籍による弊害の現実化・具体化を回避し得ていることを指摘するものである。

以 上